

様式第 1 号（第 4 条関係）

自費解体・撤去に係る償還申請書

令和 年 月 日

能登町長 様

申請者 氏

住 所

フリガナ

氏 名

※法人の場合は
名称及び代表者

実印

生年月日 大・昭・平 年 月 日

携帯番号等

申 請 者 ☐ 所有者 ☐ その他（所有者との関係 : ）

私は、令和 6 年奥能登豪雨により損壊した下記の被災建築物等について、生活環境保全上支障が生じたため、その全部又は公費解体を前提として解体すること及び当該解体により生じた廃材等の撤去・処理を業者に委託しましたので、その委託に要した費用について、民法第 7 0 2 条に基づき償還を申請します。

記

被災建築物等所在地	☐ 申請者住所と同じ ☐ 異なる 所在地 （ ）
被災建築物等の種類	☐ 住宅 ☐ 倉庫・物置 ☐ 分譲マンション （ 名称 : ） ☐ 賃貸・寮・社宅 （ 名称 : ） ☐ 事務所・店舗・作業所 ☐ その他 （ ）
被災建築物等の所有者	☐ 申請者に同じ ☐ 異なる場合 氏 住 所 フリガナ 氏 名
り災証明書	り災証明書 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 申請中 ☐ その他 （ ） り災状況 ☐ 全壊 ☐ 大・中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ その他 （ ）
解体前の被災建築物等の状況	☐ 既に倒壊していた ☐ 他の建築物等に物的被害を生じさせていた ☐ 被災建築物等について生活環境保全上の支障が生じていた（又は生じる恐れがあった） ☐ その他 （ ）
現在の状況	☐ 全部を解体・撤去済 ☐ 公費解体を前提として一部解体・撤去済
被災建築物等の権利関係	(1) 共有名義人 ☐ なし ☐ あり （自分のほか 名） (2) 相続権者 ☐ なし ☐ あり （自分のほか 名） (3) 権利関係 （賃借権、抵当権、根抵当権など） ☐ なし ☐ あり ⇒ 権利内容 （ ） 解体撤去に関する権利者の同意 ☐ 済 ☐ 未

被災建築物等の解体状況	(1) 解体時期
	契約日 令和 年 月 日 解体開始 令和 年 月 日 解体終了 令和 年 月 日
	(2) 被災建築物等の解体を委託した解体業者
	業者名 所在地 電話番号
	(3) 被災建築物等の解体撤去に要した費用総額
	円（税込）
添付資料 （提出書類） ★必須書類	★ ☐ 申請者本人であることを証する書面（顔写真付） ★ ☐ リ災証明書の写し（町長が発行したもの）、印鑑登録証明書 ★ ☐ 被災建築物等の登記事項（建物）全部事項証明書 ★ ☐ 建物配置図（見取図）及び被災状況写真 ☐ 商業・法人登記簿謄本（法人等の場合） ★ ☐ 解体工事契約書 ★ ☐ 解体工事の写真（解体前・中・後） ※実測面積に基づく償還算定は解体面積が分かる求積図等 ★ ☐ 解体工事費用内訳書 ★ ☐ 領収書又は銀行振込の場合は振込依頼書の写し ☐ マニフェスト伝票（民間処理施設で産廃処理した場合） ☐ 固定資産税納税通知書、登記事項証明書（土地）全部事項証明書等 ※未登記の場合 ☐ 委任状 ☐ 同意書（共有者・相続権者・法定代理人） ☐ 相続関係書類

能登町に対して上記被災建築物等の解体撤去の費用償還（負担）を申請するに当たり、次のことについて同意します。

- ① この自費解体・撤去に係る償還申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより能登町に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。
- ② 被災建築物等の自費解体撤去に関して能登町が申請者に償還する費用は、能登町で算定した基準額に照らし、上記被災建築物等の解体・撤去のために必要と認められる費用に限られること。
- ③ 申請者及び借地・借家人をはじめ抵当権者など、上記被災建築物等に関係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任においてすべて解決すること。
- ④ 自費解体・撤去の償還のため、解体・撤去した上記被災建築物等に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、リ災状況及び解体撤去に関する情報について、能登町が必要な範囲で関係機関に照会すること。
- ⑤ 能登町が当該被災建築物・財物等の自費解体・撤去費用の償還事務を行うにあたって、積極的に協力し、誠意をもって対応すること。
- ⑥ 本申請書に記載された個人情報その他の情報について、能登町の委託を受けた者に提供し、能登町及びその委託を受けた者が被災建築物等の敷地内に立ち入ること。
- ⑦ 申請した土地及び残存家屋等に関する維持管理は、申請者の責任で適切に行うこと。

以下の工事等は自費解体・撤去に要した費用の償還対象外となること。

- 1) 電気・ガス・水道等の停止手続に関する費用、引込電線、電話線等撤去に関する費用
- 2) 浄化槽（便槽）の汲み取り及び最終清掃等に関する費用
- 3) 被災建築物内及び敷地内生活ごみ等の片付け費用
- ⑧ 4) 浄化槽等の地下埋設物撤去、植栽等撤去（住居と一体的に解体する場合を除く）
- 5) 一部解体（リフォーム工事）に関する費用、申請者の都合による人力解体工事に要する費用
- 6) 解体工事後の土地に対する砕石敷き均し等に関する費用 ※重機による土面荒仕上げまで
- 7) 上屋解体に支障とならない工作物（門扉・塀・擁壁等）の解体・撤去費用
- 8) 地下深くまで埋設された基礎杭や地下室などの解体・撤去費用

上記8項目について町担当職員より説明を受け、同意のうえ申請します。

氏名（自署）

実印